



電気供給事業者に対する指導等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、国の審議会における議論も踏まえ、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会との連携の下、従来以上に厳格な監視を実施中です。

本日、当機関は、業務規程第179条第1項の規定に基づき、電気供給事業者に対する指導を行いましたので、お知らせいたします。

併せて、当機関は、経済産業大臣に対し、計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係る当機関の取組状況（当該指導を含む。）を報告するとともに、現在、国の審議会で議論されている事項について、引き続き検討され、適時適切な対応を求める要望を行いました。

1 対象となった電気供給事業者の商号

株式会社F-Power

2 理由

- (1)同社は、2017年4月1日から同年6月30日までの間、複数エリア¹において、合理的な需要予測と大きくかい離した不適切な需要計画及び調達計画を頻繁に提出し、計画内不一致²を発生させるという、送配電等業務指針に照らして不適切な行為を繰り返しました（別紙表1）。
- (2)また同社は、同期間、同エリアにおいて、頻繁かつ相当量の供給力不足を発生させました（別紙表2）。
- (3)(1)については、業務規程第179条第1項第7号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるときに該当し、(2)については、当機関に示された再発防止策等から、速やかに供給力不足が解消すると認めることは困難であるため、当機関は、同項第1号に規定する「小売電気事業者たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき」に該当すると判断し、本日、同社に対する指導を行いました。

3 指導内容

- (1) 合理的な予測に基づく需要の想定を記載した需要計画を提出すること。
- (2) 適切な需要計画に対応した供給力の確保の計画を記載した調達計画を提出すること。
- (3) 翌日計画以降において、調達計画と販売計画との差を需要計画と一致させること。一致しない場合は、その理由を明らかにすること。
- (4) 供給区域ごとの実需給断面において、同社の需要に対する適正な供給力を確保すること。
- (5) (1)から(4)までを社内において周知徹底するとともに、遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- (6) (1)から(4)までの実施状況及び(5)の実施のために講じた具体的な措置について、2017年10月24日までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (7) (6)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には継続して報告を行うこと。

4 添付書類

計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係る指導等について

¹北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州。

²調達計画と販売計画との差が合理的な予測に基づく需要計画と一致していないこと。

表 1

	不適切な計画を提出した・計画内不一致を発生させた日数/延日数※（発生率）	エリアごとの需要実績に対する最大かい離率
需 要 計 画	282日/819日（34.4%）	95.6%
調 達 計 画	347日/819日（42.4%）	95.6%
計画内不一致	350日/819日（42.7%）	95.6%

※延日数 2017年4月1日～同年6月30日の91日間に、9エリアを乗じた日数。

表 2

供給力不足を発生させた日数/延日数※（発生率）	エリアごとの需要実績に対する最大かい離率	累計不足量
347日/819日（42.4%）	95.6%	約1.2億 kWh

※延日数 2017年4月1日～同年6月30日の91日間に、9エリアを乗じた日数。

以上

広域総統第 1 号
平成 29 年 8 月 25 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係
る指導等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 で定めるとおり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的としています。また、当機関は、当該目的を達成するため、法並びに貴大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の規定に基づき、所要の業務を行っています。

当機関の業務の一環で、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている審議会（電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会。以下「作業部会」という。）における議論も踏まえ、当機関は、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会との連携の下、従来以上に厳格な監視を実施中であり、インバランスを繰り返し相当程度発生させている電気事業者 76 者に対し、注意喚起を行った上で、適正な計画の提出、不適切な計画の発生原因及び供給力確保を含む再発防止策の説明を要請し、それらの説明も踏まえ、現在、当該事業者の状況について確認中です。

当機関は、当該事業者に対し、注意喚起を今後とも行うとともに、必要に応じ、ヒアリングや報告徴収、当機関の業務規程に基づく指導又は勧告等を行う方針の下、本日、株式会社 F-Power（代表者：代表取締役 鈴木順子）に対し、電気供給事業者である同社が送配電等業務指針第 138 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に照らして不適切な行為

を行っていたこと等が認められたため、業務規程第179条第1項第1号及び第7号に基づき、同社に対し、所要の措置を講ずるよう指導を行いました。

他方、作業部会においては、平成28年4月に導入された計画値同時同量制度下でのインバランス料金制度の見直しが議論され、中間論点整理の中で、以下の3点が示されています。

- ① 事業者の計画遵守インセンティブを向上させ、計画値同時同量制度の適切な運用を目指すべく、本年10月を目途に現行インバランス料金制度の見直しを行う。
- ② 今後もインバランス料金制度の運用状況を見ながら、必要に応じて制度見直しと監視・指導を行っていく。
- ③ 市場の厚みや調達機会の維持・向上は、供給力確保のために必須であることから、これまで行ってきた卸電力市場の監視を更に強化し、旧一般電気事業者の自主的取組の状況や、各事業者の入札状況も含めて、より細かに確認していく。

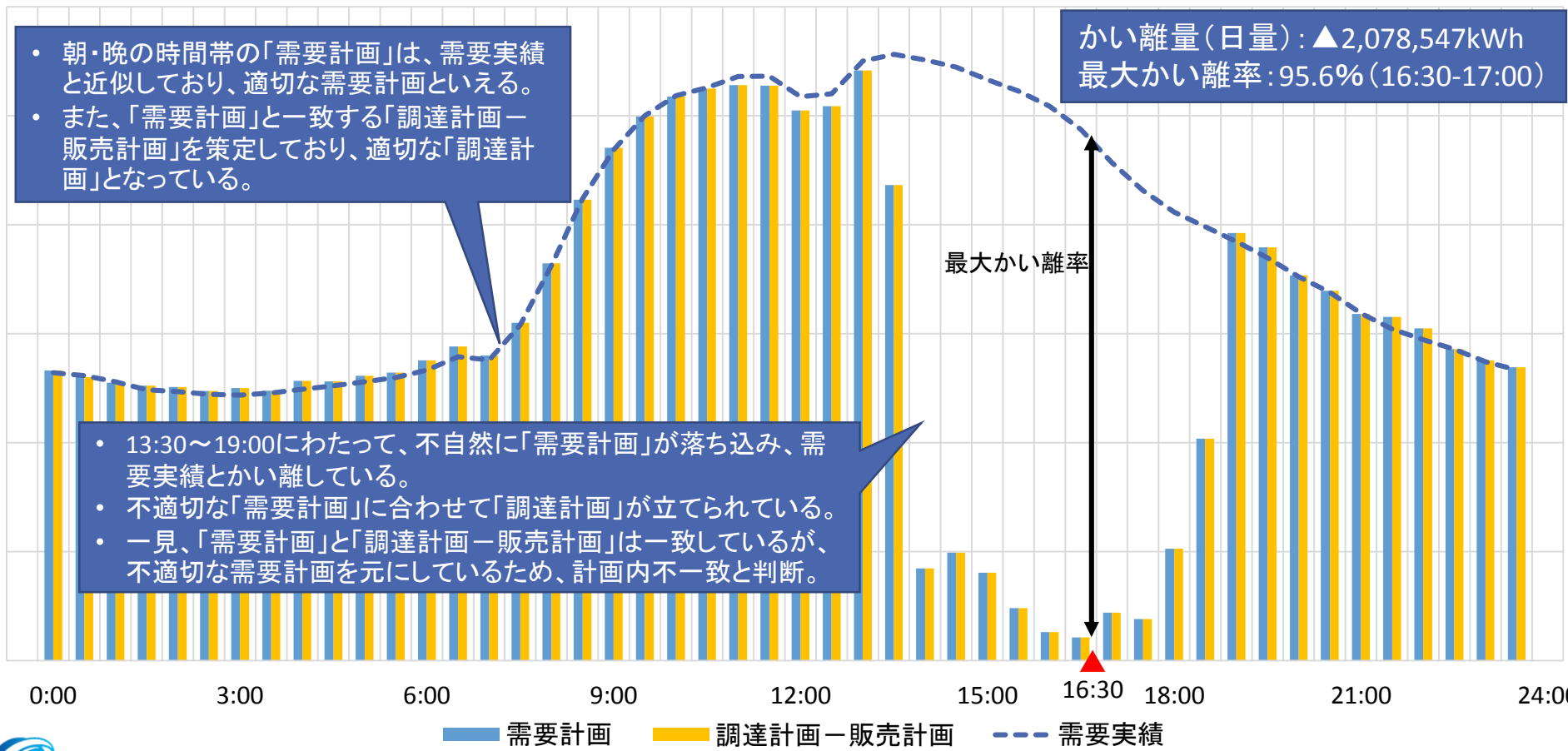
電力・ガス取引監視等委員会では、中間論点整理も踏まえつつ、これまで実施してきた電力取引の監視を更に強化しています。また、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置されている審議会（制度設計専門会合）においては、旧一般電気事業者による自主的取組の実施状況の確認や改善策の提示のためのヒアリング等を実施し、グロス・ビディングを含めた卸電力市場の活性化策についての議論が行われています。

これらの議論を進めつつ、上述の措置を含め所要の措置を速やかに実施していくことは、当機関の送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保を図る観点からも、極めて有意義であると考えています。

国においては、引き続き検討を進められ、適時適切に対応されることを要望します。

■ 株式会社F-Powerは、対象期間（平成29年4月1日～同年6月30日）中の対象エリアにおいて、最大で需要実績のほぼ全てに当たる95.6%の乖離を生じさせるなど、合計では、約1億2千万kWhの供給力不足を発生させた。

株式会社F-Power・関西エリア（平成29年6月20日）



- 朝・晩の時間帯の「需要計画」は、需要実績と近似しており、適切な需要計画といえる。
- また、「需要計画」と一致する「調達計画-販売計画」を策定しており、適切な「調達計画」となっている。

- 13:30～19:00にわたって、不自然に「需要計画」が落ち込み、需要実績とかい離している。
- 不適切な「需要計画」に合わせて「調達計画」が立てられている。
- 一見、「需要計画」と「調達計画-販売計画」は一致しているが、不適切な需要計画を元としているため、計画内不一致と判断。

【参照条文】

1 業務規程

(指導・勧告の実施)

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき

二～六 (略)

七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

八 (略)

2 (略)

2 送配電等業務指針

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定（需要者の需要抑制量の反映を含む。）

二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（但し、調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）

三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（但し、販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）

3 託送供給契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画と販売計画との差は需要計画と一致させなければならない。

4・5 (略)